

第 28 回

高知県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成 30 年 10 月 30 日

高知県後期高齢者医療広域連合議会事務局

第 28 回 高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
議員席次	1
議事日程	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のために出席した者	3
議会事務局職員出席者	3
広域連合事務局職員出席者	3
開会の宣告	4
欠席議員の報告	4
議員辞職の報告	4
議事日程の報告	4
新議員の議席の指定	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
提出議案の上程及び提案理由説明	5
第9号議案の審議の宣告	7
事務局長の議案概要説明	7
第9号議案の質疑、討論、採決	7
第10号議案の審議の宣告	8
事務局長の議案概要説明	8
第10号議案の質疑、討論、採決	10
第11号議案の審議の宣告	10
事務局長の議案概要説明	10
第11号議案の質疑、討論、採決	13
第12号議案の審議の宣告	13
事務局長の議案概要説明	14
第12号議案の質疑、討論、採決	15
第13号議案の審議の宣告	15
事務局長の議案概要説明	15
第13号議案の質疑、討論、採決	16
第14号議案の審議の宣告	17
事務局長の議案概要説明	17
第14号議案の質疑、討論、採決	18
広域連合長の閉会挨拶	19
閉会の宣告	19

資 料

議案の送付について	20
議決一覧	21

招 集 告 示

高知県後期高齢者医療広域連合告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条第1項の規定に基づき、平成30年10月高知県後期高齢者医療広域連合議会第28回定例会を次のとおり招集する。

平成30年10月16日

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

記

- 1 日 時 平成30年10月30日（火）
午後2時00分
- 2 場 所 高知市本町4-1-35
高知県自治会館
2階 研修室

議 員 席 次

- | | | | | | |
|-----|---------|----|---------|----|---------|
| 1番 | 板原 啓文 君 | 2番 | 松延 宏幸 君 | 3番 | 和田 知士 君 |
| 4番 | 宮崎 努 君 | 5番 | 山中 昭 君 | 6番 | 高木 妙 君 |
| 7番 | 村田 秀作 君 | 8番 | 佐藤 徳治 君 | 9番 | 川村 雅士 君 |
| 10番 | 橋本 保 君 | | | | |
-

議事日程

平成30年10月30日 午後2時00分開議

- 第1 新議員の議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 提出議案の提案理由説明
- 第5 第9号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第6 第10号議案 平成29年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定議案
- 第7 第11号議案 平成29年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案
- 第8 第12号議案 平成30年度高知県後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器等売買契約の締結についての専決処分の承認議案
- 第9 第13号議案 平成30年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 第10 第14号議案 平成30年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算

出席議員

2番 松延 宏幸 君 3番 和田 知士 君 4番 宮崎 努 君
5番 山中 昭 君 6番 高木 妙 君 7番 村田 秀作 君
8番 佐藤 徳治 君 9番 川村 雅士 君 10番 橋本 保 君

欠席議員

1番 板原 啓文 君

説明のために出席した者

広域連合長 岡崎 誠也 君
副広域連合長 池田 洋光 君
副広域連合長 清藤 真司 君
代表監査委員 口本 雅史 君
会計管理者 池内 千枝 君
事務局長 山下 正雄 君

議会事務局職員出席者

事務局次長 岡 英祐 君
書記 小山 恵里 君 山脇 智也 君 横田 未来 君

広域連合事務局職員出席者

事業課長 大原 章 君
事業課課長補佐 谷田 達哉 君 山本 美佐 君 中西 宏文 君

◎開会の宣告

○議長（高木妙君） これより平成 30 年 10 月高知県後期高齢者医療広域連合議会第 28 回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

午後 2 時 00 分 開会

◎欠席議員の報告

○議長（高木妙君） 最初に、欠席議員の報告を行います。

板原啓文議員から、本日欠席の届出がありましたので、ご報告をいたします。

◎議員辞職の報告

○議長（高木妙君） 次に、議員の辞職の報告であります。

本年 4 月 20 日に、岡崎利久議員、久保八太雄議員より辞職届が提出されましたので、地方自治法第 292 条において準用する、同法第 126 条の規定により、それぞれ 4 月 25 日をもちまして辞職許可がなされましたことを、ご報告いたします。

また、尾崎政廣議員が 4 月 18 日に、上治堂司議員が 4 月 21 日に、それぞれ任期満了となられ、当広域連合議会議員を辞職されておりますので、あわせてご報告いたします。

◎議事日程の報告

○議長（高木妙君） それでは、議事日程の報告に移ります。

これからの議事は、お手元に配布されております議事日程によりまして、進めてまいりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） ご異議ないものと認めます。

よって、これからの議事は、これにより進めることといたします。

◎新議員の議席の指定

○議長（高木妙君） 日程第 1、新議員の議席の指定を行います。

高知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第 3 条に基づき、新たに議員となられました松延宏幸議員の議席を 2 番に、宮崎努議員の議席を 4 番に、山中昭議員の議席を 5 番に、川村雅士議員の議席を 9 番に指定します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高木妙君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、議会会議規則第89条の規定により、議長が指名をいたします。

会議録署名議員は、7番村田秀作議員、9番川村雅士議員のお二人の方をお願いいたしますので、よろしくお願いをいたします。

◎会期の決定

○議長（高木妙君） 日程第3、会期の決定につきまして、議会会議規則第4条の規定により、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日、10月30日の1日間といたしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） ご異議ないものと認め、本日1日と決定いたします。

◎提出議案の上程及び提案理由説明

○議長（高木妙君） 日程第4、提出議案の提案理由説明に入ります。

第9号議案から第14号議案までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

（岡崎広域連合長挙手）

○議長（高木妙君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 議員の皆様方におかれましては、ご多用のところ、第28回高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

議案の説明に先立ちまして、国の動向を含めまして、後期高齢者医療制度に関連する状況等につきまして申し上げます。

厚生労働省が先月発表しました全国の医療費の動向では、平成27年度は高額な薬剤の影響などにより医療費が大きく増加し、28年度は診療報酬改定による薬価の見直しなどで医療費は減少したものの、29年度には再び医療費が増加傾向にあります。

29年度の特徴としては、医科の入院が2.6%増と従来よりも高く、受診延日数が7年ぶりに増加していることから、高齢化による長期入院の患者が増加したものと推測され、全国的にも高齢化や医療の高度化等により、医療費は依然として増加傾向にあります。

こうした状況のなか、今年6月に閣議決定されました骨太の方針では、団塊の世代が75歳以上になり始める前の平成31年度から33年度の期間について、社会保障改革を軸とする基盤強化の期間として位置付けています。

歳出改革の柱となる社会保障分野の重要課題としては、予防・健康づくりの推進等のほか、医療・介護の効率化や、負担能力に応じた負担の見直しなどが掲げられており、国において改革が進められていく見通しです。

当広域連合では、被保険者数の伸び率については、全国と比較して低く推移していますが、入院医療費の増加により、1人当たり医療費は依然として高水準にあり、今後も医療制度の安定的な運営を図っていくためには、必要な財源を確保するとともに、医療費の増加を抑制する医療費適正化や、保健事業の推進が重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、今年度から「適正服薬への取り組み」を始めるなど、引き続き医療費の適正化に取り組むとともに、保健事業実施計画に基づく健康診査や重症化予防などの保健事業の充実を図りながら、被保険者の方々が健康で過ごされ、安心して必要な医療を適切に受けられる環境を維持してまいります。

今後の国の動向等を注視しながら、全国後期高齢者医療広域連合協議会等とも連携して、国に対して積極的に意見を述べてまいります。

それでは以下、議案について説明を申し上げます。

今回提案いたしました議案は、条例議案1件、予算議案2件、その他の議案3件です。

まず、条例議案についてご説明いたします。

第9号議案については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、当広域連合の医療に関する条例を改正するものです。

次に、その他の議案についてご説明いたします。

第10号議案 平成29年度一般会計歳入歳出決算の認定議案及び11号議案 平成29年度特別会計歳入歳出決算の認定議案につきましては、平成29年度のそれぞれの会計決算につきまして、認定に関する議案をお諮りするものです。

第12号議案 平成30年度高知県後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器等売買契約の締結についての専決処分の承認議案につきましては、本年度中に現在の電算処理システムの機器の耐用年数が満了するため、機器の更新が必要となり、入札後早期に契約を行う必要があったことから、議会にお諮りする時間的な余裕がなく、やむを得ず専決処分を行わさせていただきましたので、そのご承認を求めるものです。

次に、予算議案についてご説明いたします。

第13号議案の平成30年度一般会計補正予算につきましては、平成29年度の決算剰余金を平成30年度に繰り越し、その2分の1の額を財政調整基金に積み立てるもので、歳入歳出それぞれ243万6千円を増額するものです。

第14号議案の平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算については、平成29年度の決算剰余金を平成30年度に繰り越し、2年間の財政運営の均衡を保つために設けております後期高齢者医療事業運営基金へ積み立てることや、平成29年度の医療給付費等が確定したことに伴う国、県、市町村への返還金など、歳入歳出予算をそれぞれ28億6,438万8千円増額するものです。

以上、提出しました議案につきまして、概要の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、適切なご決定をお願いいたします。

◎第9号議案の審議の宣告

- 議長（高木妙君） 日程第5、第9号議案「高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案」を審議いたします。
書記の朗読は省略いたします。
-

◎事務局長の議案概要説明

- 議長（高木妙君） それでは、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。
事務局は着席したままで、説明をお願いいたします。

（山下事務局長挙手）

- 議長（高木妙君） 山下事務局長。

- 事務局長（山下正雄君） それでは第9号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案についてご説明いたします。

議案及び説明書の1ページ、併せまして定例会説明資料の12ページをお開きいただきたいと思っております。

改正の内容としましては、国の施行令が一部改正され、高額療養費の算定基準額に関する見直しが行われたことで、広域連合の条例で規定している「保険料均等割の9割軽減の算定」において、引用する施行令の条項に号ずれが生じたことから改正を行うものです。

定例会説明資料の13ページ以降が、今回の条例改正の新旧対象表になっておりますので、そちらの方で説明させていただきます。

左側が改正案、右が現在の条文で、改正する部分を下線で示していますが、改正箇所としましては、第15条第1項第1号の2中の「令第15条第1項第4号」を「令第15条第1項第6号」に改めるものです。

次の14ページの附則では、施行令改正の政令の施行日に合わせて、平成30年8月1日からの適用としています。

条例改正の説明につきましては、以上です。

◎第9号議案の質疑、討論、採決

- 議長（高木妙君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 特にないようですので、これにて、質疑を終了いたします。

○議長（高木妙君） つづきまして、第9号議案について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。
これより、第9号議案「高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例議案」を採決いたします。
第9号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高木妙君） 挙手全員であります。
よって、第9号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

◎第10号議案の審議の宣告

○議長（高木妙君） 日程第6、第10号議案「平成29年度高知県後期高齢者医療広域
連合一般会計歳入歳出決算の認定議案」を審議いたします。
書記の朗読は省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（高木妙君） それでは、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（山下事務局長挙手）

○議長（高木妙君） 山下事務局長。

○事務局長（山下正雄君） 第10号議案、平成29年度高知県後期高齢者医療広域連合一
般会計歳入歳出決算の認定議案について、ご説明いたします。

議案及び説明書の2ページをお願いします。

はじめに、決算の審査についてご報告いたします。平成29年度一般会計歳入歳出決算
につきましては、お手元に配布していますA4縦、2枚綴じの「平成29年度決算審査意

見書」のとおり、8月30日に、当広域連合事務局にて、吉本代表監査委員、橋本監査委員に審査していただきました。

この決算審査に当たりましては、「一般会計歳入歳出決算書」、「同決算事項別明細書」、「一般会計収支に関する調書」及び「財産に関する調書」をもとに、関係書類や帳票等について総括的に審査され、その結果は「決算審査意見書」のとおり、決算計数については、適正な表示がなされていること、また、予算執行状況等について、適正かつ効率的な執行と、財産管理についても適正な管理が行われているとの審査意見をいただいています。

それでは、「平成29年度歳入歳出決算書及び決算に関する説明書」の2ページ及び3ページをお願いします。

歳入は、予算現額5,695万8千円に対しまして、収入済額は5,691万5,246円となっています。

4ページ及び5ページをお願いします。

歳出は、予算現額5,695万8千円に対しまして、支出済額が5,204万1,938円で、不用額は491万6,062円となっています。

以上の結果、歳入歳出差引後の残額は、収入済額から支出済額を差し引きまして、487万3,308円となっています。

次に8ページ、9ページをお願いします。

歳入の事項別明細書ですが、主なものをご説明いたします。

1款「分担金及び負担金」は、派遣職員の派遣元自治体への人件費負担金や事務所賃借料を始めとした事務費に係る各市町村の負担金で、4,402万4千円となっています。

次の2款「繰入金」は、前年度の決算剰余金の一部を積み立てました財政調整基金からの繰入金で、411万4,681円となっています。

3款「繰越金」は、平成28年度の決算剰余金822万9,338円を繰り越したものでございます。

4款「諸収入」、1項、1目「連合預金利子」は、54万836円となっています。

10ページ及び11ページをお願いします。

歳出の事項別明細書でございますが、主なものをご説明いたします。

まず、1款「議会費」は、27万8,946円支出してございますが、これは2回の定例会の開催に要した経費でございます。

次に、2款「総務費」の1項「総務管理費」は、広域連合の事務局を運営する経費でございます。

29年度は事務所移転後、初めて一年を通して新事務所を利用したところですが、賃借料は、旧事務所より高額なため、例年に比べ増額となっています。また、13節委託料では、統一的な基準による新地方公会計制度スタートに伴う、システム改修等の委託料が新たに追加された経費となっております。

19節「負担金、補助及び交付金」の3,247万7,997円は、主に事務局長及び総務課の派遣職員あわせて5名の派遣元自治体への人件費負担金でございます。なお、派遣職員の人件費については、派遣元の自治体で一旦支出していただき、年度末に精算すること

としています。

15 ページをお願いします。

収支に関する調書ですが、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、収支額は、歳入歳出差引額と同額で 487 万 3 千円となっています。

以上が、一般会計歳入歳出決算の概要でございます。よろしくお願いいたします。

◎第 10 号議案の質疑、討論、採決

○議長（高木妙君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 特にないようですので、これにて、質疑を終了いたします。

○議長（高木妙君） つづきまして、第 10 号議案について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。

これより、第 10 号議案「平成 29 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定議案」を採決いたします。

第 10 号議案について、原案のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高木妙君） 挙手全員であります。

よって、第 10 号議案は、原案のとおり、認定することに決定いたしました。

◎第 11 号議案の審議の宣告

○議長（高木妙君） 日程第 7、第 11 号議案「平成 29 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案について」を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（高木妙君） では、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

(山下事務局長挙手)

○議長（高木妙君） 山下事務局長。

○事務局長（山下正雄君） 第 11 号議案、平成 29 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案について、ご説明いたします。

議案及び説明書の 3 ページをお願いします。

第 10 号議案、一般会計の決算審査と同様に、平成 29 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましても、8 月 30 日に、当広域連合事務局にて、吉本代表監査委員、橋本監査委員に審査いただきました。

この決算審査に当たりましては、「後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書」、「同決算事項別明細書」、「後期高齢者医療特別会計収支に関する調書」及び「財産に関する調書」をもとに、関係書類や帳票等について総括的に審査され、その結果は、お手元に配布しております「平成 29 年度決算審査意見書」のとおり、決算計数については、適正な表示がなされていること、また、予算執行状況等について、適正かつ効率的な執行と、財産管理についても適正な管理が行われているとの審査意見をいただいています。

それでは、「平成 29 年度歳入歳出決算書及び決算に関する説明書」の 22 ページ及び 23 ページをお願いします。

まず、歳入は、予算現額 1,521 億 9,997 万円に対しまして、収入済額は 1,462 億 7,571 万 2,280 円で、予算額と比較して 59 億 2,425 万 7,720 円の減となっています。

24 ページ、25 ページをお願いします。

歳出は、同じく予算現額 1,521 億 9,997 万円に対しまして、支出済額が 1,427 億 9,520 万 3,394 円で、不用額は 94 億 476 万 6,606 円となっています。

以上の結果、歳入歳出差引残額は、収入済額から支出済額を差し引きまして、34 億 8,050 万 8,886 円となっています。

28 ページ、29 ページをお願いします。

歳入の事項別明細書でございますが、主なものをご説明いたします。

1 款「市町村支出金」は、派遣職員の人件費負担金を始めとした事業の運営に係る事務費や市町村で徴収した保険料に係る負担金、低所得者の方などの保険料軽減に対する基盤安定負担金、及び自己負担 1 割の被保険者の療養給付費に係る定率 12 分の 1 の負担金等で、総額 230 億 3,763 万 3,826 円となっております。

次の 2 款「国庫支出金」は、自己負担 1 割の被保険者の療養給付費に対する 12 分の 3 の定率の負担金や、80 万円を超える高額レセプトを対象とした支援制度である高額医療費負担金、各広域連合の被保険者の所得水準の違いによる保険料の補正などを行うための調整交付金、健康診査などの保健事業費補助金等で総額 498 億 7,283 万 1,540 円となっています。

30 ページ、31 ページをお願いします。

3 款「県支出金」は、115 億 5,349 万 6,585 円で、療養給付費に対する 12 分の 1 の定

率負担金、及び高額医療費負担金のうち4分の1の県負担分の交付を受けています。

4款「支払基金交付金」は、国保や被用者保険の被保険者からの後期高齢者支援金であり、国保などが社会保険診療報酬支払基金に拠出した支援金を支払基金が広域連合へ交付するもので、547億8,046万3,151円となっています。

5款「特別高額医療費共同事業交付金」は、1件400万円を超えるレセプトの200万円を超える部分を対象とした国保中央会からの交付金です。これは、著しく高額な医療費の発生による保険財政への影響を緩和するために設けられた、全国の広域連合が共同で負担する制度であり、4,702万4,946円が交付されています。

6款「繰入金」は、基金繰入金で、総額1億2,999万6千円となっており、特別会計運営の財源とするために事業運営基金から繰入れています。

32ページ、33ページをお願いします。

8款「諸収入」、3項「雑入」の1目「第三者納付金」は、交通事故など第三者が原因となった怪我などにより支給した保険給付費について、当該第三者から納付をしていただいたものです。

また、2目「返納金」は、所得区分の変更などにより、医療機関で支払う自己負担割合が変更となったことに伴う被保険者から広域連合への返納金となっています。

34ページ、35ページをお願いします。

歳出の事項別明細書ですが、主なものについてご説明いたします。

1款「総務費」は、医療その他の給付を行うための事務的経費で、市町村からの派遣職員の人件費負担金や専門的・効率的に業務の執行を行うための専門性を持った国保連合会や高知電子計算センターへの委託料や手数料などで3億3,846万6,552円となっています。

34・35ページから次の36・37ページにかけての、2款「保険給付費」は、被保険者の医療給付に要する29年3月診療から30年2月診療までの「療養給付費」や、医療機関等からの医療費等の請求に関する国保連合会への「審査支払手数料」、医療費の自己負担額が高額となり、一定の限度額を超えて負担した自己負担分を被保険者に還付する「高額療養費」などであり、総額で1,366億2,011万1,430円となっており、これは、特別会計の支出額全体の95.6%を占めています。

36ページ及び37ページをお願いします。

3款「財政安定化基金拠出金」は、保険料の収納不足や予想を上回る給付の増大による財源不足について、資金の貸付や交付を行うために、県に基金が設置されており、29年度は国、県、広域連合がそれぞれ療養の給付費の見込額の0.041%を拠出することとなっており、当広域連合は、5,680万8,347円を拠出したものです。

38ページ及び39ページをお願いします。

5款「保健事業費」1億1,782万2,214円は、被保険者の健康診査を県内34市町村に委託して行うための費用や、市町村が実施しました被保険者の健康づくりのための事業等に対する補助金となっています。

次に43ページをお願いします。

特別会計の収支に関する調書ですが、収支額は、歳入歳出差引額と同額の34億8,050

万9千円となっております。

少し飛びまして50ページをお願いします。

財産に関する調書のうち、4の基金は、後期高齢者医療事業の財政の均衡を図るための事業運営基金と、一般会計の健全な運営に資するための財政調整基金があります。

平成29年度は、事業運営基金の積立と取崩しを行いました。積立額が取崩額を上回っていたので、決算年度末現在残高が増加しています。

事業運営基金は、前年度の実質収支黒字分等を積み立てています。

また、財政調整基金から一般会計の財源とするために、所要額を全額取り崩し残高は0円となっております。

以上が、特別会計歳入歳出決算の概要でございます。よろしくお願いいたします。

◎第11号議案の質疑、討論、採決

○議長（高木妙君）説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君）特にないようですので、これにて、質疑を終了いたします。

○議長（高木妙君）つづきまして、第11号議案について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君）討論がございませんので、討論を終了いたします。

これより、第11号議案「平成29年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案について」を採決いたします。

第11号議案について、原案のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高木妙君）挙手全員であります。

よって、第11号議案は、原案のとおり、認定することに決定いたしました。

◎第12号議案の審議の宣告

○議長（高木妙君）日程第8、第12号議案「平成30年度高知県後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器等売買契約の締結についての専決処分の承認議案につい

て」を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（高木妙君） それでは、議案の概要につきましては、事務局に説明を求めます。

（山下事務局長挙手）

○議長（高木妙君） 山下事務局長。

○事務局長（山下正雄君） 第12号議案、平成30年度高知県後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器等売買契約の締結についての専決処分の承認議案についてご説明いたします。

議案及び説明書の4ページをお願いします。

今回のシステム機器等売買契約については、予定価格2千万円以上の財産の取得であるため、当広域連合の条例により、議会の議決をいただいたうえで、締結をしなければなりません。入札後に速やかに契約を締結する必要があったことから、地方自治法の規定に基づき、平成30年7月23日に専決処分を行い、同日付けで売買契約を締結しましたので、報告し、承認を求めます。

購入物件は、高知県後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器一式で、契約価格は、2億391万6,960円、契約の相手方は、株式会社高知電子計算センターとなっています。

定例会説明資料の23ページをお願いします。

機器更改の概要についてでございますが、現在、当広域連合で使用している電算処理システムは、市町村が設置している後期高齢者医療システムと連携し、住民基本台帳データなどの基礎データを取り込み、被保険者の資格管理などの業務を一元的に行っている全国統一のシステムでございます。

平成24年度に機器更改を行った後、その機器も耐用年数が過ぎ、保守期限が本年度中に終了することと、併せて、システム自体も新システムに移行することから、更改を行うものでございます。

下に、30年度当初からのスケジュールも記載していますが、7月に売買契約を締結し、機器の調達・サーバ構築や、機器の設置作業、システムの検証・テストを行い、2月末には新システム稼働させることとしています。

専決処分の承認議案につきましての説明は、以上でございます。

よろしく願いいたします。

◎第12号議案の質疑、討論、採決

- 議長（高木妙君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（高木妙君） 特にないようですので、これにて、質疑を終了いたします。

- 議長（高木妙君） つづきまして、第12号議案について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（高木妙君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。

これより、第12号議案「平成30年度高知県後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器等売買契約の締結についての専決処分の承認議案について」を採決いたします。

第12号議案について、原案のとおり承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 議長（高木妙君） 挙手全員であります。

よって、第12号議案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎第13号議案の審議の宣告

- 議長（高木妙君） 日程第9、第13号議案「平成30年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」を審議いたします。
書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

- 議長（高木妙君） それでは、議案の概要につきましては、事務局に説明を求めます。

（山下事務局長挙手）

- 議長（高木妙君） 山下事務局長。

○事務局長（山下正雄君） 第 13 号議案、平成 30 年度後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算についてご説明いたします。

議案及び説明書の 6 ページをお願いします。

今回の一般会計の補正予算案は、第 1 条のとおり、歳入歳出それぞれ 243 万 6 千円を追加するもので、総額は 5,540 万 9 千円となります。

まず、歳入についてご説明いたします。7 ページをお願いします。

歳入につきましては、平成 29 年度の一般会計の決算剰余金 487 万 3 千円のうち、既に当初予算において繰越金に計上しています 100 万円を除いた 387 万 3 千円を増額補正するとともに、市町村負担金を 143 万 7 千円減額するものです。

次に歳出についてご説明いたします。8 ページをお願いします。

歳出につきましては、繰越金の 2 分の 1 を基金に積み立てるため、財政調整基金を 243 万 6 千円増額するものでございます。

以上が、平成 30 年度一般会計補正予算の概要でございます。

よろしくご説明いたします。

◎第 13 号議案の質疑、討論、採決

○議長（高木妙君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 特にないようですので、これにて、質疑を終了いたします。

○議長（高木妙君） つづきまして、第 13 号議案について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。

これより、第 13 号議案「平成 30 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」を採決いたします。

第 13 号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高木妙君） 挙手全員であります。

よって、第 13 号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

◎第14号議案の審議の宣告

○議長（高木妙君） 日程第10、第14号議案「平成30年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（高木妙君） では、議案の概要につきましては、事務局に説明を求めます。

（山下事務局長挙手）

○議長（高木妙君） 山下事務局長。

○事務局長（山下正雄君） 第14号議案、平成30年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明いたします。

議案及び説明書の16ページをお願いします。

今回の補正予算は、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ28億6,438万8千円を追加するもので、総額は1,424億238万8千円となります。

17ページをお願いします。

補正の主なものとしましては、歳入では、平成29年度の決算の確定に伴う剰余金の平成30年度への繰越、また18ページの歳出では、繰り越した剰余金の事業運営基金への積立、及び平成29年度の医療給付費が確定したことに伴う国・県・市町村への返還金の計上などとなっております。

まず、歳入についてご説明いたします。22ページをお願いします。

1款「市町村支出金」、1項「市町村負担金」、1目「事務費負担金」につきましては、平成29年度の決算確定に伴う市町村からの超過交付額を、平成30年度の市町村事務費負担金から1,356万2千円減額することで精算します。

次の3目「療養給付費負担金」は、医療給付費の12分の1を市町村に負担していただいておりますが、平成29年度の医療給付費の確定に伴い、概算で負担していただいた額では不足している2町村について、追加で負担していただくものです。

23ページをお願いします。

3款「県支出金」、1項「県負担金」、1目「療養給付費負担金」及び2目「高額医療費負担金」は、それぞれ療養給付費に対する12分の1の定率負担と高額医療費負担金のうち4分の1の県負担分の交付を受けるものでございますが、平成29年度における実績が概算交付額を上回っていたため、追加交付を受けるものでございます。

24ページをお願いします。

4款、1項「支払基金交付金」1目「後期高齢者交付金」の5億9,751万円の減額につきましては、平成29年度の医療給付費の確定に伴い、社会保険診療報酬支払基金より概

算交付された平成 29 年度後期高齢者交付金のうち、超過交付となった分を、平成 30 年度の交付額から減額により精算するものでございます。

25 ページをお願いします。

7 款「繰越金」につきましては、平成 29 年度の決算剰余金 34 億 8,050 万 9 千円から、既に当初予算で計上しております 3,580 万円を除いた 34 億 4,470 万 9 千円を増額するものでございます。

次に歳出についてご説明いたします。26 ページをお願いします。

5 款、1 項「基金積立金」、1 目「事業運営基金積立金」は、繰越を行いました平成 29 年度の剰余金から、平成 29 年度の国庫負担金の返還金などのために必要とする財源を控除した 5 億 3,305 万 7 千円を積立てるものでございます。

27 ページをお願いします。

6 款「諸支出金」、1 項「償還金及び還付加算金」、2 目「償還金」につきましては、平成 29 年度の医療給付費などが確定したことに伴い、国、県、市町村から概算で交付を受けていました負担金などを返還する必要があることから、返還に必要な額をそれぞれ増額するものでございます。

以上で、平成 30 年度特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

◎第 14 号議案の質疑、討論、採決

○議長（高木妙君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 特にないようですので、これにて、質疑を終了いたします。

○議長（高木妙君） つづきまして、第 14 号議案について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。

これより、第 14 号議案「平成 30 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」を採決いたします。

第 14 号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高木妙君） 挙手全員であります。

よって、第 14 号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

◎広域連合長の閉会挨拶

○議長（高木妙君） 以上をもちまして、本定例会の議事はすべて終了いたしました。

（岡崎広域連合長挙手）

○議長（高木妙君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 本日は、議員の皆様方におかれましては、ご多用のところを、お集まりをいただき、ご審議を賜りましたすべての議案について、ご決定いただきありがとうございました。

後期高齢者医療制度につきましては、今後増え続ける見込みでございます医療費に対しまして、引き続き医療費適正化に取り組み、保健事業の充実を図るために、関係市町村との連携を密にしながら事業運営を進めていくことが重要になっております。

高齢者の皆様ができる限り健康で過ごされるよう保健事業のさらなる充実を図るとともに、引き続き適切な医療が受けられ、安心して生活ができるよう、国等の関係機関の動向を注視しながら、適切な制度の運営を行ってまいりますので、今後とも議員の皆様方のご支援をお願い申し上げます。

また、この場をお借りしまして、当広域連合の議員として、ご指導を賜りました、上治堂司様、岡崎利久様、久保八太雄様、尾崎政廣様には心から感謝を申し上げます。

これから秋が深まってまいります、議員の皆様におかれましては、ご健康にご留意され、益々ご活躍されますことをご祈念申し上げます、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（高木妙君） これをもちまして、平成 30 年 10 月高知県後期高齢者医療広域連合議会第 28 回定例会を閉会いたします。

議事運営にご協力を賜り、まことにありがとうございました。

午後 2 時 54 分 閉会

資 料

30 高後広第 354 号
平成 30 年 10 月 3 日

高知県後期高齢者医療広域連合議会
議長 高木 妙 様

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

議案の送付について

平成30年10月高知県後期高齢者医療広域連合議会第28回定例会に提出
するため、下記の議案について説明書を添えて送付します。

記

- | | |
|--------|--|
| 第9号議案 | 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
の一部を改正する条例議案 |
| 第10号議案 | 平成29年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出
決算の認定議案 |
| 第11号議案 | 平成29年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特
別会計歳入歳出決算の認定議案 |
| 第12号議案 | 平成30年度高知県後期高齢者医療広域連合電算処理システム
機器等売買契約の締結についての専決処分の承認議案 |
| 第13号議案 | 平成30年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 |
| 第14号議案 | 平成30年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特
別会計補正予算 |

平成 30 年 10 月高知県後期高齢者医療広域連合議会
第 28 回定例会 議決の結果

議案番号等	件 名	議決内容
第 9 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第 10 号議案	平成 29 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定議案	認 定
第 11 号議案	平成 29 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案	認 定
第 12 号議案	平成 30 年度高知県後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器等売買契約の締結についての専決処分の承認議案	承 認
第 13 号議案	平成 30 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算	原案可決
第 14 号議案	平成 30 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算	原案可決

地方自治法第 292 条において準用する同法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員